

式会社（以下、千代田火災という）を引き継いだあいおい損害保険株式会社（以下、あいおい損保という）²、日産火災海上保険株式会社（以下、日産火災という）、大成火災であった。

一般に、再保険プールでは、再保険プールの運営・管理をプール・メンバー自らには行わない。その代わりに、各プール・メンバーが同一のマネジング・エージェント（managing agent、運営代理人）に再保険プールの運営・管理を委託する。大成火災らがプール・メンバーだった再保険プールのマネジング・エージェントが、米国ノース・カロライナ州に所在したフォートレス・リー社（以下、FR社という）である。

各プール・メンバーはFR社と個別にマネジメント契約を締結し、再保険プール（以下、FR再保険プールという）の運営・管理をFR社に委ねていた。具体的な委任業務は、他の保険者または再保険者からの受再、受再した保険リスクの再出再、再保険料の收受、再保険金支払、再保険料率や再保険手数料率の決定、資金の管理・運用等である。

Ⅲ FR再保険プール破綻後の損害賠償請求と保険検査資料の開示請求

1 マネジング・エージェント等に対する損害賠償請求

FR再保険プール破綻後に、あいおい損保、大成火災の再保険業務を引き継いだ大成再保険株式会社³、日産火災を引き継いだ株式会社損害保険ジャパン（以下、損保ジャパンという）⁴の3社は、それぞれ、FR社およびその関係者に損害賠償を求めて、米国仲裁協会（AAA: American Arbitration Association）に仲裁を申し立てた⁵。

被申立人であるFR社側は、詳細は不明であるが、申立人である日本の損害保険会社各社に対する、日本の保険監督当局の監督・検査内容を問題としたようである。そして、FR社側は、日本の保険監督当局が保持する監督・検査関係書類を入手すべく、日本において行政文書の開示を求めた⁶。具体的には、FR社側から依頼を

受けたと推測される者が、日本の情報公開法に基づき、大成火災、日産火災、安田火災海上保険株式会社（以下、安田火災という）、あいおい損保または千代田火災に関する、1998年～2002年の間（すなわち、FR再保険プール破綻の前後）の検査関係書類等の開示を金融庁長官に請求した。

金融庁長官は、開示請求対象文書の全部または一部の不開示決定を行った。検査関係書類に関しては、日産火災および安田火災に対して実施された検査が開示請求対象となったが、金融庁作成の検査結果通知、検査報告書、審査参考資料、および、両保険会社作成の立入検査結果に対する報告書が、情報公開法5条2号イ、6号イを理由として全部不開示となった。そこで、開示請求者は、当該不開示決定の取り消しを求めて提訴したが、裁判所は請求を棄却した（東京地判平成16年4月23日・訟務月報51巻6号）。

2 会計事務所に対する損害賠償請求

FR再保険プール破綻後に、あいおい損保と損保ジャパンの2社は、FR再保険プールとFR社の両者の会計監査を担当していたデロイト・トウシュ会計事務所（Deloitte & Touche）等を被告として、それぞれ、米国ノース・カロライナ州裁判所に損害賠償訴訟を提起した⁷。

両裁判において、被告であるデロイト・トウシュ会計事務所は、寄与過失（contributory negligence）の主張に必要なため、原告である両保険会社に対して、日本の保険監督当局による検査の関係書類の開示を求めた。両保険会社は、自身が日本で保持する検査関係書類を外国の裁判所に提出することは日本法上違法になると主張したが、特別補佐裁判官（special master）は、仮に日本法上違法になるとしても、米国の裁判所において裁判を行う以上、たとえ外国法に抵触するとしても（ただし、本件の文書提出が日本法上違法になるとの主張に疑問が呈されている）、当事者は、米国の開示規則や裁判所の命令に従わなければならない⁸。ことに本件訴訟においては、両保険会社が米国を訴訟地として選択して、米国法に基づく救済を求

めるのであるから尚更である。そして、対外関係法リステイトメント⁹に規定されている利益衡量の各項目を当てはめると、開示を命ずることが妥当であるとして、インカメラ審理を行うこと、そして、インカメラ審理の結果、開示が妥当とされる文書であれば被告であるデロイト・トウシュ会計事務所のみを開示することを命じた(2004年7月14日)。

IV 検討

情報公開法(平成11年法42号。平成13年4月1日施行)の立法後に、秘匿を要する公務関係の文書について一定の整理が行われた。すなわち、情報公開法において一定の文書を不開示情報と規定しつつ(情報公開法5条各号)、民訴法(平成8年法109。平成10年1月1日施行)について220条4号の改正および224条3項~5項の追加を行って、やはり一定の文書を一般義務としての文書提出命令の対象とならない除外文書とした(平成13年法96号。同年12月1日施行)。

これにより、行政機関が保有または所持(情報公開法では「保有」、民訴法では「所持」)する金融検査資料は、情報公開法に基づく開示請求についても、また、民事訴訟の当事者による一般義務に基づく文書提出命令申立てについても、開示対象から除外されている(法人等情報として情報公開法5条2号イと民訴法220条4号ハ、行政執行情報として情報公開法5条6号イと民訴法220条4号ロ¹⁰)。実際にも、FR社側は金融庁が保有する検査関係書類等について情報公開法に基づく開示請求を行ったが、裁判でも退けられた(前述Ⅲ1参照)。

また、私人が所持する、秘匿を要する公務関係の文書は、行政機関が保有する文書ではないので、そもそも情報公開法の開示請求対象とならず(同法3条)、民事訴訟の当事者による一般義務に基づく文書提出命令申立てについては、行政機関が所持する場合と同様に、開示対象から除外されている。なお、「公務員の職務上の秘密に関する文書」(民訴法220条4号ロ)とは、公務員の職務上の秘密が記載されている可能性

がある文書を指すので、私人が所持する文書も公務秘密文書として除外文書になる¹¹。またなお、「職業の秘密」(民訴法220条4号ハが引用する197条1項3号)とは、公開によって当該職業に深刻な影響を与え、以後その遂行が困難になる事項のことであるので(最決平成12年3月10日民集54巻3号1073頁)、たとえば破綻していない金融機関に対する検査結果は「職業の秘密」に該当するが、破綻金融機関に対する検査結果は「職業の秘密」には該当しない(大阪地決平成16年10月13日判時1896号127頁。相互信金事件)。

したがって、たとえば保険会社を始めとする金融機関に対する監督機関の検査結果通知書は、行政機関と金融機関の双方が保有・所持するものであるが、いずれに対しても、こと破綻していない金融機関に関するものである限り、日本においては情報公開や一般義務に基づく文書提出を求めることができない。

ところが、民訴法は日本国の手続法であるから、他国での民事裁判に適用されることはなく、当該外国の民事手続法が適用される。そして、米国の民事手続においては強力な請求開示(discovery)が用意されており、日本の金融機関が米国で訴訟当事者となる場合には、たとえば金融監督当局の検査結果通知書の提出を相手当事者から求められることがあり得る¹²。そして、その場合に日本の金融機関が提出を拒んだとしても、米国の裁判所が必要と判断する文書の提出には応じざるを得ない。けれども、秘匿を要する日本国の公務関係の文書を開示してしまうことは、日本の情報公開法が一定の文書を不開示とし、そして、日本の民事訴訟法が情報公開法に整合するように、一定の文書を文書提出命令の除外文書としたこととの整合が図れず、日本国の国益を損なう事態が生じる可能性が理論的にある¹³。

現実にも、日本の保険会社が当事者となった本件米国訴訟では、自ら米国で提訴した訴訟であるものの、そして、保護命令(protective order)¹⁴付きではあるものの、日本国の検査関係書類が世界的に展開する巨大会計事務所に関

示されてしまうことになったのである（前述Ⅲ-2参照。正確には，米国の裁判所が開示を命じ，日本の保険会社がそれに従った¹⁵⁾）。本件は日本の保険会社・米国の会計事務所間の裁判であったが，日米の保険会社間の裁判が米国で行われる場合に，そして相手当事者たる米国保険会社またはその保険会社グループが，日本に支店等を有していたり，日本に内国保険会社を設立していたりする場合において，本件と同様にして，検査関係書類等の日本国としては秘匿を要すると考える文書が相手当事者に開示されてしまうとなると，問題はより深刻となろう。

〔注〕

- 1 本文ⅡおよびⅢの事実は，大成火災『更生計画案』（2002年6月および2002年8月）の第1章第1節「2. 会社更生手続開始申立に至った経緯」および第1章第1節「8. 経営責任調査委員会」，および，米国での2件の訴訟（*Sompo v. Deloitte*, Superior Court of N. C., Guilford County, 03 CVS 5547; *Aioi v. Sabbah et al.*, Superior Court of N. C., Guilford County, 03 CVS 5659）の資料に基づいている。
- 2 千代田火災は2001年4月に大東京火災海上保険株式会社と合併し，あいおい損害保険株式会社となった。
- 3 大成火災は更生計画に基づいて2002年10月1日に会社分割され，大成火災の完全子会社として大成再保険が新設された。
- 4 日産火災は2002年7月に安田火災海上保険株式会社と合併し，損保ジャパンとなった。
- 5 FR社とのマネジメント契約に仲裁条項が存在したためである。
- 6 *Ref.*, *Sompo v. Deloitte*, *supra* n. 1, Special Master Ruling on the Japanese Regulator Documents, July 14, 2004.
- 7 *Sompo v. Deloitte*, *supra* n. 1, *Aioi v. Sabbah et al.*, *supra* n. 1.
- 8 *Ref.*, *In re Sealed Case*, 832 F.2d 1268, 1283-4 (D.C. Cir. 1987), *Minnesota Mining & Mfg. Co. v. Nippon Carbide Indus. Co.*, 171 F.R.D. 246, 249 (D. Minn. 1997).
- 9 *Ref.*, Restatement (Third) of Foreign Relations (1987), Section 442(1)(c).
- 10 ただし，両法が開示・提出の例外とする文書は厳密には一致しない。たとえば，深山卓也他「民事訴訟法の一部を改正する法律の概要（上）」ジュリスト1209号（2001年）109頁では，両者は「ほぼ同じ」と表現されている。
- 11 深山他・前注104頁，106-107頁，秋山幹男「民事訴訟における公務文書の文書提出命令制度——一般義務化と公務秘密文書・契約時訴訟関係書類の除外——」青柳幸一編『融合する法律学 下巻』（信山社。2006年）468頁参照。
- 12 連邦地裁に係属する場合には米国連邦民事訴訟規則（Federal Rules of Civil Procedure）が適用されるが，訴訟当事者に対する請求開示について同規則34条参照。なお，訴訟当事者でなくても，文書等の開示を命じられることがある。同規則34条(c)，45条参照。
- 13 ただし，さすがに外交や国防上の機密事項の開示は命じられないものと思われる。
- 14 米国連邦民事訴訟規則26条(c)参照。
- 15 なお，開示命令に従わない選択肢(N.C. General Statutes, Chap. 1A, Rule 37)も存在したと思われる。米国外所在文書の開示命令に従わない場合の制裁は，提出が当該文書所在国の法令等に反することになる場合には，一定のものに限定される可能性が十分にあるからである。*Ref.*, Restatement, *supra* n. 9, Section 442(2). (13)

国際法務部門の初心者のための

国際法務入門講座

▶リーガルマインドから日常業務の効果的処理までを学ぶ

開催要領

日 時 平成26年8月8日(木)
午前10時～午後5時
会 場 東京証券会館9階会議室
東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
受 講 料 32,400円 (会員27,000円)

主要講義項目

- I 国際取引法務実務の基本～常識とマインド
ユニリーバジャパン HD (株)代表取締役
北島敬之氏

II 国際法務の特色

(株)ティーガイア審査法務部長 原口典紀氏

III 国際法務の学び方と実践

中央大学教授・NY州弁護士 平野 晋氏

〈お問合せ先〉

一般社団法人 国際商事法研究所 事務局
☎03 (3553) 6838 FAX 03 (3555) 1545
E-mail: ibl@ibltokyo.jp